

院内助産所・助産師外来設備整備事業

○目的

妊産婦等の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するため、産科を有する病院・診療所に「院内助産所」、「助産師外来」(以下「院内助産所等」という。)の開設を促進することを目的とする。

○補助対象

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が、新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設する場合の設備整備を交付の対象とする。

ただし、公立の医療機関等を除く。

また、産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関に限る。

独法	公立	公的	民間
○	×	○	○

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協働組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

○定義

「院内助産所」とは、緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行い、また、「助産師外来」とは、医療機関等において、外来で正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うものとする。

○対象経費

院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費。

※リース契約は対象外。

○基準額

1か所当たり 3,811千円

○補助額

基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額を比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内。